事業主の皆様へ
栃木県と県内全市町からの重要なお知らせです！

平成27年度から
個人住民税の特別徴収義務者への指定を一斉に行います。

事業主の皆様に、従業員の方の個人住民税を特別徴収（給与から引き去り）し、納入していただきます。

◆個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。

◆原則、全ての従業員の方が対象となります。
これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、全ての従業員の方が対象となります。

◆所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、特別徴収義務者として、従業員の方（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律で義務付けられています。（地方税法第321条の4及び市町村条例）

特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）の方が対象です。

※次の条件に該当する従業員の個人住民税は、事業主の方からの申出により普通徴収（従業員が納付書で納める方法）とすることもできます。

【 給与所得者（従業員）】

1　法令等により普通徴収が認められる者
(1)年度の初日（4月1日）において給与の支払を受けていない者
(2)給与の支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けている者
(3)年間の給与所得が市町村の条例で定める均等割非課税基準所得以下の者　等

2　当面、普通徴収を認める者
(1)他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者
(2)毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
(3)給与が毎月支給されていない者（不定期受給者）
(4)専従者給与を支給されている者
(5)退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の者　等

※次の条件に該当する事業主の方は、申出により特別徴収を行わないこともできます。

【 給与支払者（事業主）】

1　法令等により普通徴収が認められる者
常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者

2　当面、普通徴収を認める者
事業所全体の受給者数から上記「給与所得者（従業員）」の1及び2に該当する者を除いた人数が2名以下の事業者　等

裏面もご覧ください

特別徴収制度のしくみ

個人住民税の特別徴収Q＆A

**Q1　特別徴収は、手間がかかるのではないですか？
従業員が少なく、事務に手間をかける余裕がないのですが…。**

A1　従業員の方がお住まいの市町村ごとに税額を振り込む必要はありますが、所得税のように、事業主の方が税額を計算する必要はありません。税額の計算は市町村が行い、従業員ごとに年税額と毎月特別徴収(給与から引き去り)していただく額をお知らせします。
また、従業員(納税義務者)が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度もあります。

Q2　特別徴収を行うと、何かメリットがあるのでしょうか？

A2　この制度は、納税義務者である従業員の方にとって、たいへん便利な制度です。
○従業員の方が、納税のために金融機関等に出向く必要がありません。
○毎月の給与から差引かれるため、個人住民税の納め忘れがありません。
○普通徴収の場合は、年税額を年4回に分けて納付していただきますが、特別徴収は年12回に分けて納付できるので、1回あたりの負担が少なくてすみます。

Q3　特別徴収をしない又は特別徴収税額を納めなかった場合、罰則はありますか？

A3　事業主の方が特別徴収義務者に指定され、特別徴収を行わなかった場合又は特別徴収税額を納めなかった場合は、地方税法の規定により罰せられることがありますので、適正な特別徴収の実施をお願いいたします。

●この取組に関するお問い合わせ

県担当課	電話番号	県担当課	電話番号
栃木県経営管理部税務課	028-623-2108	栃木県総合政策部市町村課	028-623-2118

●具体的な手続きに関するお問い合わせ(各市町個人住民税担当課)

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
宇都宮市	市民税課	028-632-2209	下野市	税務課	0285-40-5554
足利市	税務課	0284-20-2128	上三川町	税務課	0285-56-9122
栃木市	市民税課	0282-21-2265	益子町	税務課	0285-72-8832
佐野市	市民税課	0283-20-3008	茂木町	税務課	0285-63-5638
鹿沼市	税務課	0289-63-2112	市貝町	税務課	0285-68-1112
日光市	税務課	0288-21-5113	芳賀町	税務課	028-677-6013
小山市	市民税課	0285-22-9425	壬生町	税務課	0282-81-1817
真岡市	税務課	0285-83-8113	野木町	税務課	0280-57-4122
大田原市	税務課	0287-23-8725	岩舟町	税務課	0282-55-7757
矢板市	税務課	0287-43-1115	塩谷町	税務課	0287-45-1117
那須塩原市	課税課	0287-62-7121	高根沢町	税務課	028-675-8103
さくら市	税務課	028-681-1114	那須町	税務課	0287-72-6903
那須烏山市	税務課	0287-83-1114	那珂川町	税務課	0287-92-1120

※岩舟町は平成26年4月5日に栃木市と合併します。合併以降のお問い合わせは栃木市市民税課へお願いいたします。

※このリーフレットでは、個人市町村民税及び個人県民税を「個人住民税」と表記しています。

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています

栃木県・栃木県内全市町

H26.2 印刷